

食料・農業・農村基本計画の進捗状況について

(23年度予算概算決定等を反映させた報告)

平成23年1月

農林水産省

平成22年3月30日に策定された食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）においては、「施策の実施に当たっては、その手順、時期、手法及び目的を明らかにしつつ、進捗状況の管理を行う。」とされております。

今回、これを受けて、基本計画に記載された施策の進捗管理の一環として、

- ・基本計画に掲げる3つの柱である「戸別所得補償制度の導入」、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換」、「6次産業化による活力ある農山漁村の再生」に関する取組
- ・基本計画の中で「検討」とされた事項等
- ・基本計画の「第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」に記載された分野毎の主な取組

について現時点での対応状況を公表します。

今後、毎年、予算概算決定後に対応状況の報告を行うこととします。

また、今後、施策の進捗管理に併せて、政策評価の積極的な活用による施策の効果や問題点等の検証についても取り組んでまいります。

○ 食料・農業・農村基本計画の3本柱に関する取組

〔 予算面の取組には文頭に◎を、金融・税制面の取組には文頭に○を、その他の取組には文頭に・を表示。 〕

事 項	22年度の実績・予定	23年度の実績・予定
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を検討するため、内閣に「食と農林漁業の再生推進本部」（11月26日）及び「食と農林漁業の再生実現会議」（11月30日）が設置。 ・ 11月30日に開催された第1回再生実現会議において、今後、以下の項目について検討することとされたところ。 <ul style="list-style-type: none"> ① 持続可能な経営実現のための農業改革のあり方 ② 戸別所得補償制度のあり方 ③ 農林水産業の成長産業化のあり方 ④ 消費者ニーズに対応した食品供給システムのあり方 ⑤ EPA推進への対応 ・ 農林水産省においても、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、市町村からのヒアリング等を行い、検討を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23年6月をめどに基本方針を策定し、10月をめどに中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
戸別所得補償制度の導入	<p>◎ 水田農業を対象として、</p> <p>① 米の生産数量目標に即した生産を行うことを要件に、恒常的に赤字に陥っている米についてコスト割れの補てんを行う「米戸別所得補償モデル事業」</p> <p>② 麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産に対し、主食用米並みに所得を確保し得る交付金を交付する「水田利活用自給力向上事業」</p> <p>をモデル対策（5,618億円）としてセットで実施。 （モデル対策の加入件数が133万件、新規需要米の作付面積が2倍以上になるなど、一定の成果。）</p>	<p>◎ モデル対策の実施状況を踏まえて、水田に加えて畑作物を対象を拡大し、</p> <p>① 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねを対象に、数量払を基本に、営農を継続するために必要最低限の額を交付する面積払を併用した仕組みにより、所得を補償する「畑作物の所得補償交付金」</p> <p>② 水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付する「水田活用の所得補償交付金」</p> <p>③ 主食用米について、モデル対策と同様に、生産数量目標に従って生産を行う販売農家・集落営農に対し、標準的な生産費と販売価格の差額分を全国一律単価（1.5万円/10a）で交付する「米の所得補償交付金」</p> <p>等を内容とする農業者戸別所得補償制度を本格実施。</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
戸別所得補償制度の導入（続き）		<p>◎ 食料自給率向上のためには、対象作物の生産性や品質の向上をはじめ、農地の有効活用や対象作物の生産を担う農業経営の基盤の確立を図ることが重要であることから、本格実施に当たっては、各種加算措置を設けることとし、</p> <p>① 畑作物の戸別所得補償交付金の数量払いの交付単価において、品質に応じて単価の増減を行う「品質加算」</p> <p>② 農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）した場合、利用権（賃借権）を設定した面積に2万円/10aを交付する「規模拡大加算」</p> <p>③ 畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額（2～3万円/10a）を最長5年間交付する「再生利用加算」</p> <p>等を創設。</p> <p>（23年度所要額 農業者戸別所得補償制度8,003億円（24年度予算計上分を含む。））</p> <p>◎ 環境保全型農業に対する支援については、地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行う対策を開始。（23年度所要額環境保全型農業直接支援対策48億円）</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
戸別所得補償制度 の導入（続き）	「畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期の検討」 後述（P 11参照）	
	「野菜や果樹の新たな支援策の検討」 後述（P 12参照）	

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換</p> <p>〈目標〉</p> <p>① GAP導入産地数 1,572産地（平成21年3月）→ 3,000産地（平成27年度） ガイドラインに則したGAP導入産地 1,600産地（平成27年度）</p> <p>② 中小規模層（年間販売金額1億円～50億円）の食品製造事業者におけるHACCP導入率 16%（平成18年度） → 50%（平成24年度）</p>	<p>「農業生産工程管理（GAP）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な取組内容を含むGAPの共通基盤として、以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> --野菜、米、麦についてのガイドラインを本年4月に策定し、ブロック説明会等を通じて普及 --果樹、大豆等についてのガイドラインを策定 ◎ 都道府県の指導者の育成、産地の研修会、現場での分析・実証を支援。 ◎ 産地における導入・実践に必要な施設・機器の整備等を支援。 <hr/> <p>「危害分析・重要管理点（HACCP）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 食品の種類や施設の現状に即した低コスト導入手法を構築。 ◎ 食品製造事業者等を対象とした、地方自治体が認証するHACCPの導入に向けた研修会の開催等の支援。 ◎ HACCP手法導入に必要な人材を育成するため、責任者・指導者養成研修を実施。また、指導者等専門家をホームページ等で登録、紹介する体制を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 22年度に策定したガイドラインについて、説明会等を通じて普及。 ◎ 引き続き左記の取組を実施。 ◎ 引き続き左記の取組を実施。 <p>(23年度予算概算決定額 消費・安全対策交付金30億円の内数、産地活性化総合対策事業107億円の内数)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 22年度に構築された低コスト導入手法に基づくHACCP計画の作成を支援しつつ、引き続き左記の研修等の取組を実施することにより、食品事業者等によるHACCP認証取得を促進。 <p>(23年度予算概算決定額 未来を切り拓く6次産業創出総合対策130億円の内数)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換 (続き)</p> <p>③ 生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率 100% (平成27年度)</p>	<p>◎ 直ちにHACCP手法の導入が困難な事業者には、一般的衛生管理の徹底を図るため、生産現場ですぐに活用できる教材等を作成するとともに、研修会を実施。</p> <p>○ HACCP法に基づくHACCP高度化計画の認定及び導入支援 (長期低利資金の融資)。</p> <hr/> <p>「トレーサビリティ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ制度)の取引等の記録の作成・保存に係る措置について、10月から施行。 ・ 10月施行に向けて、制度全般についての説明会を各地域において開催。 <p>◎ 都道府県による生産者等に対する普及啓発活動を促進するとともに、生産者の取組実態を把握。</p>	<p>○ 引き続き左記の取組を実施。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米トレーサビリティ制度の産地情報伝達に係る措置について、7月から施行。 ・ 7月施行に向けて、説明会等を実施。 ・ 米トレーサビリティ制度に係る巡回調査を実施。 <p>◎ 引き続き、都道府県による普及啓発活動を促進。</p> <p>◎ 飲食料品について入出荷記録を基礎とした追跡・遡及テストを実施し、その実効性等を検証。</p> <p>(23年度予算概算決定額 消費・安全対策交付金30億円の内数、産地活性化総合対策事業107億円の内数)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換 (続き)	「加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大」 <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁が3月に「原料原産地に関する意見交換会」を開催。要望が多かった品目（昆布巻、果実飲料、黒糖等）について生産・流通実態調査を行い、7月21日の消費者委員会食品表示部会に報告。 準備が整った品目については、消費者委員会への諮問答申等の必要な手続きを経た上で、年度末までに原料原産地表示の結論を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> 22年度に結論を出せなかった品目について、引き続き結論が出せるよう準備を進めるとともに、他品目についても、順次表示の義務付け拡大を検討。
	「食品安全庁の検討」 後述（P 9 参照）	
	「米穀等以外の飲食料品の入出荷記録の作成・保存の義務付け等の検討」 後述（P 9 参照）	

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>6次産業化による活力ある農山漁村の再生</p> <p>〈目標〉</p> <p>① 農業者の経営の多角化による雇用数 前年度より増加</p> <p>② 農業者の経営の多角化による販売額 前年度より増加</p> <p>③ 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数 法案成立後数値確定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）が成立し、12月3日に公布。 ◎ 農山漁村の6次産業化を推進するため、「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」を創設。 <p>6次産業化の趣旨等についての説明会を全国各地で実施するとともに、優良事例等の収集・分析、地方公共団体、NPO等への情報提供等、6次産業化を推進するために必要となる取組を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「未来を切り拓く6次産業化創出総合対策」について、 <ul style="list-style-type: none"> ① 各局にまたがった関連予算の整理・統合 ② 農林漁業者等にわかりやすい項目への再整理 ③ 農林漁業者が自ら加工・販売に取り組む際の支援措置の充実 <p>など、その内容を見直し。 （平成23年度予算概算決定額 未来を切り拓く6次産業創出総合対策130億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6次産業化の促進に資する農業改良資金の融資枠の拡充（融資枠300億円）、新たな短期運転資金（新スーパーS資金、融資枠190億円）の創設等により意欲ある多様な農業者を支援。 ・ 引き続き左記の取組を実施。

○ 食料・農業・農村基本計画において「検討」とされた事項等についての当面の対応方向

〔 23年度予算概算要求で対応する取組には文頭に◎を、その他の取組には文頭に・を表示。 〕

記載事項	当面の対応方向
<p>【P17 第3の1(1)① 食品の安全性の向上】</p> <p>食品安全庁の検討</p>	<p>・ 科学的根拠に基づく食品安全行政をよりの確に行えるようにする観点から、食品安全庁の設置について関係省庁と連携し検討中。</p>
<p>【P18 第3の1(1)②のエ 流通段階における取組】</p> <p>米穀等以外の飲食料品の入出荷記録の作成・保存の義務付け等の検討</p>	<p>・ 引き続き、米穀におけるトレーサビリテイの進捗状況を踏まえつつ、米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリテイ制度を検討中。</p>
<p>【P18 第3の1(1)③ 食品に対する消費者の信頼の確保】</p> <p>インターネット通信販売等における食品情報の標準的な提供方法等新たな規格についての検討</p>	<p>◎ 23年度において、インターネット通信販売等における食品情報の標準的な提供方法等新たな規格について、必要な調査・検討を実施。</p>
<p>【P19 第3の1(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開】</p> <p>「食品産業の将来方向（仮称）」の策定</p>	<p>・ 22年8月の食料・農業・農村政策審議会食品産業部会懇談会（第2回）において了承された「食品産業の将来方向（仮称）」の基本フレームや食品産業を取り巻く状況変化等を踏まえて、12月に食品産業部会を開催する等更なる検討を進めており、22年度内に「食品産業の将来方向（仮称）」の取りまとめを行う予定。</p>

記載事項	当面の対応方向
<p>【P20 第3の1(4) 総合的な食料安全保障の確立】</p> <p>関係府省との連携も検討し、総合的な食料安全保障を確立していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 22年12月にまとめた「食」に関する将来ビジョンにおいて、「各府省の連携の下、国内の生産面のみならず流通・加工・消費面、国際面を含め食料の安定供給に影響を与える可能性がある様々な不安要因（リスク）について、その分析・評価、対応策の検討・実施を恒常的に進めていく手法を平成22年度中に導入する」こととされたところ。
<p>【P21 第3の1(4)② 流通・消費面における不安要因への対応】</p> <p>備蓄のあり方の検討</p>	<p>◎ 米穀の備蓄運営については、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するという備蓄制度本来の役割を明確化するため、これまでの回転備蓄方式を見直し、棚上備蓄方式に移行。(23年度所要額 米の備蓄運営の見直し(特会) 510億円)</p> <p>また、22年10月からは、政府所有米穀の販売等業務を包括的に民間委託。23年度契約からは、公共サービス改革法を適用して民間事業者の選定手続を実施。(23年度概算決定額 米穀販売・管理業務委託費(特会) 344億円)</p> <p>海外依存度の高い麦については、不測の事態に備え、製粉企業等が外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、政府が1.8か月分の保管料を助成。(23年度概算決定額 食糧麦備蓄対策費補助金(特会) 50億円)</p>

記載事項	当面の対応方向
<p>【P23 第3の2(1)② 戸別所得補償制度の本格実施】</p> <p>戸別所得補償制度の対象品目の検討</p> <p>【P23 第3の2(1)② 戸別所得補償制度の本格実施】</p> <p>規模、品質、環境保全の取組等に応じた加算についての検討</p>	<p>前述（P 2、3 参照）</p>
<p>【P23 第3の2(1)② 戸別所得補償制度の本格実施】</p> <p>畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産・酪農の経営安定対策は、22年度に、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚対策について、全国一律のシンプルな仕組みに統合する等の見直しを実施。 ◎ 23年度は、酪農対策について、現行制度の加工原料乳生産者補給金制度に加え、チーズ向け生乳対策の充実・強化を図ることのほか、鶏卵対策についても、現行対策（価格差補てん事業と需給改善のための成鶏更新事業）をベースに、充実・強化。 <p>こうした中で、畜産・酪農所得補償制度については、引き続き、現行の経営安定対策が果たしている機能やこれらの新たな仕組みの実施状況等を検証し、生産現場の意見を聴きつつ、そのあり方や導入時期を検討中。（23年度所要額 畜産・酪農経営安定対策1,668億円）</p>

記載事項	当面の対応方向
<p>【P23 第3の2(1)② 戸別所得補償制度の本格実施】</p> <p>野菜や果樹の新たな支援策の検討</p>	<p>◎ 23年度において、野菜については野菜価格安定対策の拡充強化（23年度所要額 野菜価格安定対策事業159億円）、果樹については未収益期間対策の創設。（23年度予算概算決定額 果樹・茶支援対策事業75億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度以降においては、果樹について、果樹農業振興基本方針に基づき、また、現在の果樹共済の加入率が低位に推移していることにもかんがみ、関連制度全体の見直しの中で、より農業者の経営安定に資する制度の方向について検討を進めていく。
<p>【P26 第3の2(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進】</p> <p>経営継承のあり方についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者等からの意見聴取を行いつつ、継承を円滑に進めるための支援体制や離農農家に係る情報の収集方法について検討中。
<p>【P27 第3の2(4) 優良農地の確保と有効利用の促進】</p> <p>農業用途とそれ以外の土地利用を一体的・総合的に行う制度の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の社会資本整備審議会都市計画制度小委員会における都市計画制度の見直しに向けた検討状況を注視しつつ、随時同省と意見交換をしながら検討を進めていく。

記載事項	当面の対応方向
<p>【P29 第3の2(8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進】</p> <p>農業生産活動による環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成方法のあり方についての検討</p>	<p>◎ 23年度においては、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支払を実施。</p> <p>また、この直接支払制度の適正かつ円滑な実施のための体制整備に対する支援や調査等を実施。(23年度所要額 環境保全型農業直接支援助策48億円)</p>
<p>【P32 第3の3(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興】</p> <p>都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しの検討</p>	<p>・ 都市農地や都市農業の位置付けについては、国土交通省の都市計画制度の見直しに向けた検討状況を注視しつつ、昨年8月に開始した都市農業の実態調査の結果も踏まえ検討を進めていく。</p>
<p>【P32 第3の3(4)① 農村コミュニティの維持・再生】</p> <p>生活支援、地域資源の活用や環境保全の取組等を政府と地域が一体となって拡大するための対応方策の検討</p>	<p>◎ 集落の維持・再生を図るため、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援する「食と地域の交流促進対策交付金」を創設。(23年度予算概算決定額 食と地域の交流促進対策交付金17億円)</p> <p>・ 「食」に関する将来ビジョンに基づき、他府省の関連施策との連携を推進。</p>
<p>【P33 第3の3(4)② 中山間地域等直接支払制度】</p> <p>中山間地域等直接支払制度の今後のあり方についての検討</p>	<p>◎ 戸別所得補償制度の本格実施に当たり、条件不利地域における適切な補完となるよう、地域振興8法地域内の傾斜地以外の条件不利地が傾斜地並みの支援対象となるよう見直し。(23年度予算概算決定額 中山間地域等直接支払交付金270億円)</p> <p>・ 法律上の措置とすることについては、それによる制度内容への影響などに留意しながら、引き続き検討中。</p>

記載事項	当面の対応方向
<p>【P33 第3の3（4）③ 農地・水・環境保全向上対策】</p> <p>農地・水・環境保全向上対策の今後のあり方についての検討</p>	<p>◎ 農地周りの農業用排水路等の老朽化が進む中、地域共同による施設の日常の保全管理活動に加え、施設の長寿命化のための補修・更新を行う活動に対する支援を行うこととし、名称を「農地・水保全管理支払」に変更。（23年度所要額 農地・水保全管理支払交付金285億円）</p> <p>◎ 営農活動支援については、現行対策からは切り離し、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に直接支援を行うための「環境保全型農業支払」を創設。（23年度所要額 環境保全型農業直接支援対策48億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者委員会の意見を踏まえ、昨年9月に本対策の中間評価を取りまとめたところ。
<p>【P33 第3の3（5）農山漁村活性化ビジョンの策定】</p> <p>農山漁村活性化ビジョンの策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村活性化ビジョンについては、農山漁村の再生・活性化のための農山漁村コミュニティの再生・地域活性化、食文化、再生可能エネルギー、医食農連携などのプロジェクトを総合的に盛り込んだ、「食」に関する将来ビジョン（22年12月とりまとめ）としてとりまとめたところ。
<p>【P35 第3の4（1）④ 知的財産の保護・活用】</p> <p>地理的表示に関する検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度において、地理的表示制度を既に導入している外国の事例や、国内産地、関係業界の取組について調査を実施。

○ 食料・農業・農村基本計画に基づく分野毎の主な取組

〔 予算面の取組には文頭に◎を、金融・税制面の取組には文頭に○を、その他の取組には文頭に・を表示。 〕

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 1 - (1) 生産段階における 取組】</p> <p>高度な取組内容を 含むGAPの共通基盤 づくりの推進(P. 17)</p>	<p>前述 (P 5 参照)</p>	
<p>【 § 3 - 1 - (1) 製造段階における 取組】</p> <p>HACCPの推進、一般 衛生管理の徹底 (P. 18)</p>	<p>前述 (P 5、 6 参照)</p>	
<p>【 § 3 - 1 - (1) 流通段階における 取組】</p> <p>トレサの農林漁業 者や中小企業者の 取組の拡大 (P. 18)</p>	<p>前述 (P 6 参照)</p>	

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 1 - (1) 食品に対する消費者の信頼の確保】</p> <p>加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大 (P. 18)</p>	<p>前述 (P 7 参照)</p>	
<p>【 § 3 - 1 - (2) 国民との結び付きの強化】</p> <p>食育の推進 (P. 19)</p> <p>〈目標〉 日本型食生活の実践に取り組む人の割合 17.0% (平成21年度) → 27% (平成27年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22年12月にとりまとめた「食」に関する将来ビジョン」において、「全国の自治体で、あらゆる世代、様々な立場の住民が参加する生涯食育社会の構築を進め、平成22年度中に策定予定の次期食育推進基本計画における食育推進目標の実現を目指す」こととされたところ。 ◎ 就学前幼児に対する食育手法の開発、高齢者向けの宅配メニューの開発や食育セミナーの開催等を支援。これらの成果をホームページを通じて公表することにより普及。 ◎ 生産・流通現場における体験等を通じた食のあり方を考える活動に役立つ教育ファーム事例集や、栄養バランスの改善方法等を掲載した、学習マニュアルを作成し、ホームページに公表予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 22年12月にとりまとめた「食」に関する将来ビジョンを踏まえ、「生涯食育社会」の構築に向け、若者・子育て・中高年世代等各世代ごとの食生活上の課題を踏まえた啓発手法を検討・普及。 ◎ 学習マニュアルを活用し、食のあり方を考える活動を支援。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-1-(2) 地産地消の推進】</p> <p>地産地消の推進 (P. 19)</p> <p>〈目標〉 年間販売額1億円以上の 通年営業の直売所の割合 16% (平成18年度) → 50% (平成32年度)</p>	<p>◎ 地産地消の推進のため、 --直売所、処理加工施設などの施設整備 --販売企画力強化や直売所の機能強化などの取組 を支援。</p> <p>◎ 学校等における地場産物の利用拡大に向けた課題を調査するとともに、マニュアル等を作成。</p>	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施。 (23年度予算概算決定額 未来を切り拓く6次産業化創出総合対策130億円の内、産地活性化総合対策事業107億円の内数)</p> <p>・ マニュアル等を普及。</p>
<p>【 § 3-1-(3) フードチェーンにおける連携した取組の推進】</p> <p>卸売市場の機能強化の推進 (P. 20)</p> <p>〈目標〉 1 中央卸売市場当たりの 取扱金額 (下降傾向にある 取扱金額を維持) 557億円 (平成20年度) →557億円 (平成26年度)</p>	<p>・ 22年10月に卸売市場の整備・運営の基本的な方針となる「卸売市場整備基本方針」を策定・公表。また、中央卸売市場の具体的な整備計画である「中央卸売市場整備計画」を22年度中に策定。</p> <p>◎ 卸売市場におけるコールドチェーン関連施設の整備や卸売業者に対する低温管理施設の導入等を支援。</p> <p>・ 卸売市場の事務簡素化など具体的な運用改善に向けた指導 (通知見直し) 等の取組を実施。</p>	<p>・ 「基本方針」、「整備計画」に基づき、卸売市場の機能強化・再編を推進。</p> <p>◎ 上記の一環として、引き続き左記の取組を実施しつつ、中央卸売市場の経営展望の策定支援等を実施。 (23年度予算概算決定額 未来を切り拓く6次産業化創出総合対策130億円の内数)</p> <p>○ コールドチェーンシステムの確立、加工 ・ 調製体制の強化、市場関係業者の統合大型化等卸売市場の機能強化を推進するための融資制度 (食品流通改善資金 (卸売市場施設)) を措置。</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【§3-1-(3) フードチェーンにおける連携した取組の推進】</p> <p>消費者への食料の円滑な提供 (P. 20)</p> <p>〈目標〉 食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策がとられている市区町村の割合(前年度より増加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化等が進展する中で、消費者の食料品へのアクセス状況を把握するとともに、アクセス改善のあり方について検討中。 	<p>◎ 22年度の成果を踏まえ、食料品へのアクセスの困難さを推計できる客観的な指標を策定し、それを食品産業に普及させることにより、民間事業者による配達サービスへの参入等を促進。</p>
<p>【§3-1-(4) 海外農業投資の支援】</p> <p>海外農業投資の支援 (P. 21)</p>	<p>◎ 東欧・中南米における調査事業等を実施するとともに、22年7月から海外農業投資に関して収集した情報を農林水産省ホームページ等で提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」(注)に基づき、農林水産省・外務省は「総合支援窓口」を設け、民間企業からの海外農業投資に関する支援の要望に対する相談等を実施。 <p>(注) 21年8月に「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」(農水省、外務省、財務省、経産省、JBIC、JICA、JETRO、日本貿易保険により構成。)が取りまとめたもの。</p>	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き左記の取組を実施。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 1 - (4) 海外農業投資の支援】</p> <p>海外農業投資の支援 (P. 21) (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22年12月、第7回海外投資促進会議を開催し、前回会議以降の取組状況、今後の検討方向等について、報告・意見交換。 ・ 22年4月、米国、アフリカ連合等とともに、国際機関による責任ある農業投資の行動原則の策定を促進するための会合を開催。 <p>◎ FAO拠出事業により、国際農業投資促進のための優良事例調査、情報データベース整備及び投資ハンドブック作成を実施。</p>	<p>◎ 22年度の成果を普及させるためのワークショップを開催。</p>
<p>【 § 3 - 2 - (1) 生産・経営関係施策の再整理】</p> <p>経営所得安定対策のあり方 (P. 23)</p>	<p>◎ 米戸別所得補償モデル事業は米のみを対象としており、麦・大豆等の生産者に対する経営安定のための支援は別途措置する必要があることから、現行の水田・畑作経営所得安定対策については継続。</p>	<p>◎ 水田・畑作経営所得安定対策の生産条件不利補正対策については、畑作物の戸別所得補償交付金へ移行。なお、23年産の収入減少影響緩和対策については、存続。</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 2 - (2) 農業・農村の6次 産業化等による所 得の増大】</p> <p>【 § 3 - 3 - (1) 農業・農村の6次 産業化】</p> <p>6次産業化の推進 (P. 24, 30)</p>	<p>前述 (P 8 参照)</p>	
<p>【 § 3 - 2 - (2) 産地の戦略的取組 の推進】</p> <p>産地の戦略的取組 の推進 (P. 24)</p>	<p>◎ 産地自らが収益力向上のために策定したプログラムに基づき実施する、</p> <ul style="list-style-type: none"> --販売企画力等の向上や共同利用施設の整備 --農業機械等のリース導入等の取組を支援。 	<p>◎ 引き続き左記の取組を推進するとともに、さらに麦、大豆等の生産拡大のための体制づくりや粗飼料の広域流通体制の整備等の支援を拡充。(23年度予算概算決定額産地活性化総合対策事業107億円、強い農業づくり交付金31億円、農畜産業機械等リース支援事業16億円)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-2-(2) 農林水産物・食品の総合的な輸出促進】</p> <p>農林水産物・食品の輸出促進 (P. 25)</p> <p>〈目標〉 農林水産物・食品の輸出額 4,454億円 (平成21年) → 1兆円水準 (平成29年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、食と農林漁業の再生推進本部の基本方針・基本計画の検討に併せ輸出総合戦略を検討。 ◎ 以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> --輸出先国・地域への販売促進活動、産地のPR、国内商談会の開催、海外市場開拓調査等を通じて、生産者の取組の支援 --海外の主要国で開催される国際見本市にジャパンパビリオンを設置するなど、国内外において商談会等の開催 --農林水産知的財産保護コンソーシアムにおいて、海外における商標監視、海外現地調査及び国内相談会 --将来の「東アジア品種保護庁」の設立を視野に入れ、東アジア植物品種保護フォーラムにおいて、植物品種保護制度が未整備な東アジア各国の制度整備に向けて技術支援 ・ 農林水産大臣、副大臣の訪中その他の機会を通じ、農林水産物の輸出促進等の働きかけを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定された輸出総合戦略に基づき農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた取組を実施。 ◎ 上記の一環として、引き続き左記の取組を実施するとともに、ヨーロッパ品種庁の調査等を実施。 (23年度予算概算決定額 輸出倍増リード事業及び輸出倍増サポート事業12億円、農林水産知的財産戦略総合推進事業2億円の内数、東アジア植物品種保護基盤等強化事業0.8億円) ・ 引き続き左記の取組を実施。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 2 - (2) 農業生産資材費の 縮減】</p> <p>農業生産資材費の 低減 (P. 25)</p>	<p>◎ 施肥の効率化を図るため、土壌診断に基づき適正施肥、家畜ふん尿・食品残さの有効活用等を支援。</p> <p>◎ 配合飼料メーカーと食品残さ飼料化事業者が連携して広域的なエコフィードの生産・利用を拡大させる取組を支援。</p>	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施。</p> <p>◎ 引き続き左記の取組を実施。(23年度予算概算決定額 飼料増産総合対策事業23億円の内数)</p>
<p>【 § 3 - 2 - (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進】</p> <p>意欲ある多様な農業者による農業経営 (P. 25)</p>	<p>【農業経営の育成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者の要件から米の生産調整の達成を除外し、市町村等に周知。 ・ 戸別所得補償モデル対策に対する集落営農の加入を促進。 <p>・ 法人経営等に対して地方農政局等から6次産業化に向けた情報発信を実施。</p>	<p>【農業経営の育成・確保】</p> <p>◎ 集落営農を法人化した場合に事務費を助成するとともに、集落営農の経理担当者を養成する活動等を支援。(23年度予算概算決定額 農業者戸別所得補償制度推進事業等 116億円の内数)</p> <p>・ 引き続き左記の取組を実施。</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>〈目標〉</p> <p>① 農地面積のうち販売農家が担う面積の割合71%（うち主業農家38%）（平成21年度） → 7割程度（うち主業農家4割程度）（平成32年度）</p> <p>② 農地面積のうち法人経営が担う面積の割合3%（平成17年度） → 1割程度（平成32年度）</p> <p>③ 農地面積のうち集落営農が担う面積割合11%（平成21年度） → 2割程度（平成32年度）</p> <p>④ 新規就農青年（39歳以下）数（うち雇用就農者数）14千人/年（6千人/年）（平成20年度） → 15千人程度/年（7千人程度/年）（平成27年度）</p>	<p>【人材の育成・確保】</p> <p>◎ 以下の取組を実施。</p> <p>--就農に関する情報の提供、個別の就農相談、農業法人等とのマッチング等を行う就業相談会を開催</p> <p>--農業法人等の新規就農者への実践研修（OJT）の実施支援。さらに、働きながら農業の基礎を学べる就農準備校を設置し、他産業従事者の就農を促進</p> <p>--民間農業者研修教育機関での実践研修を支援。また、農業高校からの就農を促進するため、地域の農業者等と連携した実践的な農業実習の実施を支援</p> <p>--女性農業者の農業経営・社会参画促進のためのシンポジウム・研修会等による認定農業者制度や家族経営協定の普及啓発、農村女性起業の販路拡大・新商品開発等に要する経費を助成</p> <p>--高齢者の営農活動を支えるため、健康に関する知識の普及や助け合い活動を支援</p>	<p>【人材の育成・確保】</p> <p>◎ 引き続き左記の取組を実施。（23年度予算概算決定額 農の雇用事業18億円の内数、農業研修支援事業2億円、女性・高齢者等活動支援事業1億円の内数）</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>⑤ 家族経営協定の締結数 4万件（平成19年度） → 7万件（平成32年度）</p> <p>⑥ 農業委員、農協役員において女性が登用されていない組織数（現在約半数を占めている、女性が登用されていない組織を平成25年度末までに解消） 農委：890（平成20年度） JA：535（平成19年度） → 女性が登用されていない組織を解消（100%）（平成25年度）</p> <p>⑦ 農業総産出額に対する日本政策金融公庫資金（農業経営向け）の貸付残高指数 12%（平成20年度）</p> <p>⑧ スーパーL資金等の借入手続きの所要日数が45日以内となる割合 調査中（平成22年度） → 100%</p>	<p>○ 経営開始にあたり必要な機械・施設等の整備を交付金と無利子資金の融資により支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の登用促進についての通知を関係団体等に発出。 ・ （独）農業・食品産業技術総合研究機構 農業者大学校において農業経営者育成教育を展開。 	<p>○ 引き続き左記の取組を実施。（23年度予算概算決定額 経営体育成支援事業72億円の内数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の登用状況についてのフォローアップ調査を実施。 <p>◎ 新たな農業経営者育成教育の実施に向け、基本的なカリキュラムの構築を推進。（23年度予算概算決定額 農業経営者育成教育実施準備事業3百万円）</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 2 - (3) 意欲ある多様な 農業者による農 業経営の推進】</p> <p>意欲ある多様な農 業者による農業経 営 (P. 25) (続き)</p>	<p>【資金調達の円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良資金の貸付主体を都道府県から日本政策金融公庫等に変更。 ・ 農林漁業信用基金が行う融資保険の対象を銀行・信金等に拡大。 <p>○ スーパーL資金等について金利負担軽減措置を実施。</p>	<p>【資金調達の円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意欲ある多様な農業者を対象とした農業改良資金の拡充 (融資枠：100億円→300億円、貸付限度額：個人1,800万円→5,000万円、法人5,000万円→1億5,000万円) ○ 新たな短期運転資金制度（新スーパーS資金）を創設 (貸付対象：認定農業者及び6次産業化法の計画認定者、融資枠：190億円)を措置。 ○ 引き続き左記の取組を実施。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 2 - (4) 耕作放棄地対策の 推進】</p> <p>耕作放棄地対策 (P. 28)</p> <p>〈目標〉 荒廃した耕作放棄地の解 消面積 平成32年までに計10万ha</p>	<p>◎ 荒廃した耕作放棄地を再生利用する農業 者等の取組を支援。</p>	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施しつつ、さら に耕作放棄地の引受け手がより取り組みや すくなるような改善策（メニューの再編統 合による手続きの簡素化等）を措置。 (23年度所要額 耕作放棄地再生利用交付金 56億円)</p>
<p>【 § 3 - 2 - (5) 農業災害による損 失の補てん】</p> <p>農業災害による損 失の補てん (P. 28)</p> <p>〈目標〉 ① 水稻、麦について、 共済金が年内に支払わ れた農家数の割合100% ② その他品目について、 評価対象事務を標準処 理期間内（30日）に処 理した割合100%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引受け・損害評価に係る簡素化を検討し、その結果を踏まえて損害認定準則を改正。 ・ 1 県 1 組合化を含む効率的な組織体制の構築及び業務経費全体の効率化に向けた取組を指導。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き左記の取組を実施。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 2 - (6) 農作業安全対策の 推進】</p> <p>農作業安全対策の 推進 (P. 28)</p> <p>〈目標〉 農作業死亡事故件数 394件 (11~20平均) → 1割以上減少 (平成25 年度)</p>	<p>◎ 以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> --農作業死亡事故件数の取りまとめ・公表 --春と秋の農繁期に全国農作業安全確認運動を実施 --地域における農作業事故防止活動の推進体制のあり方や具体的な活動のポイントをマニュアル又はガイドラインにまとめて普及 	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施するとともに、以下の措置を講じて拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> --事故実態に基づき安全指導の重点化を図るため、農作業事故の対面調査による詳細分析を実施 --農作業事故の発生時に速やかに対応し死亡事故の減少につなげるため、携帯電話等による転倒事故通報システムの実用化試験を実施 --安全フレーム装着のトラクターへの更新促進を支援 <p>(23年度予算概算決定額 農作業安全緊急推進事業1億円)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-2-(7) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し】</p> <p>農業生産基盤整備の抜本見直し(P. 28)</p> <p>〈目標〉</p> <p>① 適切な補修や更新等を通じて、基幹的水利施設が有する約170万haの水田及び約40万haの畑に対する農業用水の安定供給機能等を確保</p> <p>② 基盤整備の実施により対象農地の耕地利用率を平成27年度までに108%以上に向上</p> <p>③ 水田の汎用化のための整備により、対象農地での麦・大豆の作付率を平成27年度までに17%以上に向上</p>	<p>◎ 以下の取組を実施。</p> <p>--食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の更新と農地の排水対策に重点化</p> <p>--自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援する交付金制度を創設</p>	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施するとともに、「新成長戦略」を実現するため、老朽化した農業水利施設等を対象とした適時適切な補修や更新等の社会資本ストックの戦略的維持管理等を重点的に推進することとし、以下の措置を講じて拡充。</p> <p>--国営造成施設等の基幹的水利施設を対象に、早期からの機能診断及び機能保全対策の実施が可能となる事業を創設</p> <p>--既に機能低下が顕著な更新地区を対象に、国が特別監視地区として指定し、監視を行いつつ、補修等を必要最小限のコストで実施し、施設の長寿命化を推進</p> <p>--麦・大豆の生産拡大、耕地利用率等の向上及び農地の生産力確保等に必要な基盤の整備・保全を推進する事業の創設</p> <p>--交付金制度の使い勝手がさらに向上するよう改善</p> <p>(23年度予算概算決定額 農業農村整備事業(公共) 2,129億円、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業220億円、農山漁村地域整備交付金318億円、地域自主戦略交付金(仮称) 5,120億円の内数)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-2-(7) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し】</p> <p>農業生産基盤整備の抜本見直し(P. 28) (続き)</p>		<p>◎ 農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農地周りの水路等の長寿命化のための取組を支援する事業を創設。(23年度所要額 農地・水保全管理支払交付金285億円 (うち長寿命化対策分47億円))</p>
<p>【 § 3-2-(8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進】</p> <p>持続可能な農業生産を支える取組の推進 (P. 29)</p> <p>〈目標〉 エコファーマー累積新規認定件数 221,102件(平成21年度) → 340,000件(平成26年度)</p>	<p>◎ 環境保全効果の高い多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施。</p> <p>◎ エコファーマーの全国ネットワークの立上げ、全国交流会、技術研究会、消費者や流通関係者との交流活動等の取組を支援。</p> <p>◎ 有機農業への参入促進、普及啓発、栽培技術の体系化、販路拡大のためのマッチングフェアの開催等の取組を支援。</p>	<p>◎ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支払を実施。 また、この直接支払制度の適正かつ円滑な実施のための体制整備に対する支援や調査等を実施。(23年度所要額 環境保全型農業直接支援対策48億円)</p> <p>◎ 引き続き左記の取組を実施。</p> <p>◎ 引き続き左記の取組を実施。</p> <p>(23年度予算概算決定額 生産環境総合対策事業(有機農業推進分)1億円、産地活性化総合対策事業107億円の内数)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-3-(1) バイオマスを基軸とする新たな産業の振興】</p> <p>バイオマスを基軸とする新産業の振興 (P. 30)</p> <p>〈目標〉 バイオマスを活用する新産業の創出 約5000億円規模 (平成32年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマスの総合的・計画的な利用に向けた基本計画を12月に策定。 ・ 先端技術を核にバイオマス等の資源を最大限に活用した新産業を創出するため、緑と水の環境技術革命総合戦略を年度内に策定予定。 <p>◎ 地域におけるバイオマスの活用を推進するための計画の策定を進めるとともに、バイオマス変換施設の整備やバイオ燃料実証事業等を支援。</p> <p>◎ 先端技術を核としてバイオマス等の資源を活用した新産業を創出するため、事業化可能性調査を支援。</p> <p>◎ バイオ燃料及びバイオマスマテリアルの製造技術等を開発。</p>	<p>◎ 地域の発意によるバイオマスの活用の取組等を支援 (23年度予算概算決定額 バイオマス利活用総合対策57億円)</p> <p>◎ 事業化の可能性の高い新技術について、事業化可能性調査に加え、技術実証等を支援。 (23年度予算概算決定額 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業18億円)</p> <p>◎ 引き続き左記の取組を実施 (23年度予算概算決定額 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 9 億円)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 3 - (2) 都市と農村の交流 等】</p> <p>都市農村交流(P. 31)</p> <p>〈目標〉 グリーンツーリズム施設 年間延べ宿泊者数 848万人(平成21年度) →1050万人(平成32年度)</p>	<p>◎ 以下の取組を実施。 --子ども農山漁村交流プロジェクト、観光 と連携したグリーン・ツーリズムなど、 都市農村交流等を促進する取組を支援 --「田舎で働き隊！」事業において、農村 地域の活性化を担う都市部人材の確保・ 育成の取組を支援</p> <p>◎ 農山漁村の有する安らぎ、癒し、健康の 維持増進等の機能の効果やその評価手法、 機能の発揮等に関する研究を実施。</p>	<p>◎ 左記の施策をまとめ、さらに新メニュー を追加し、食をはじめとする農山漁村の豊 かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市 農村交流等を促進する取組を、国が直接支 援する「食と地域の交流促進交付金」を創 設。 (23年度予算概算決定額 食と地域の交流促 進対策交付金17億円)</p> <p>◎ 引き続き左記の取組を実施。</p>
<p>【 § 3 - 3 - (4) 鳥獣被害対策の推 進】</p> <p>鳥獣被害対策の推 進 (P. 33)</p> <p>〈目標〉</p> <p>① 鳥獣による農作物の 被害金額 21年度の被害金額から 1割減(24年度)</p> <p>② 被害防止計画の作成 市町村数 被害があるとし報告し ている市町村数の概ね 8割(24年度)</p>	<p>◎ 鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防 止計画作成市町村数の増加を図るととも に、地域一体となった体制整備と被害防止 計画に基づく地域ぐるみの取組を推進。</p>	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施するとともに、 以下の措置を講じて拡充。 --戸別所得補償制度の本格実施に当たり、 安心して農業に取り組める環境を整備す るため、鳥獣被害防止活動や侵入防止柵 の整備等に対する支援を緊急的に強化 --県域を越える広域的な取組の推進、捕獲 鳥獣の利活用の推進、地域における対策 の指導者の育成・確保 (23年度予算概算決定額 鳥獣被害防止総 合対策交付金113億円、産地活性化総合対 策事業107億円の内数)</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-3-(4) 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現】</p> <p>快適で安全・安心な農村の暮らしの実現 (P. 33)</p> <p>〈目標〉</p> <p>① 湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地を平成27年度までに約10万ha減少</p> <p>② 農業集落排水事業による生活排水処理人口 356万人 (平成20年度) → 400万人 (平成27年度)</p>	<p>◎ 農業生産基盤と一体となった集落基盤の計画的な整備や、ため池の改修などのハード整備とハザードマップの作成などのソフト施策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進。</p>	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施するとともに、既存のため池や耕地等に洪水調整機能を賦与・増進することにより、農用地・農業用施設のみならず人家や公共施設等の被害防止の観点も含めた地域全体の防災安全度の向上を支援。</p>

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-4-(1) 研究開発から普及・産業化までの一環支援】</p> <p>研究開発から普及・産業化までの一貫支援 (P. 34)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産分野の技術開発施策の新たな枠組みの構築にあわせて、技術・環境戦略として「今後取り組む技術と環境の研究課題について」を12月に策定。 ◎ 大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を支援するとともに、コーディネーターによる産学連携を支援。 ・ 研究開発の計画段階において、行政部局と研究機関が連携する機会や、実需者ニーズを反映させる機会を設置。 ・ 基本計画に即し、試験研究機関等と普及指導員の一体的取組を明記した「協同農業普及事業の運営に関する指針」を基本に、都道府県が「協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定。 ◎ 「地域における産学連携支援事業」で産学連携に取り組むコーディネーターと普及指導員の連携した取組を推進するため、研修への相互参加を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記研究課題を活用し、農林水産分野に限らない産業界・大学・都道府県の試験場等の幅広い関係者と意見交換を行いつつ、研究施策を推進。 ◎ 引き続き左記の取組を実施。 ◎ 研究成果の普及・実用化を担う事業者と一体となって開発した技術の商品・販売化に向けた取組を支援。 ・ 引き続き左記の取組を実施。 ◎ 引き続き左記の取組を実施。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 4 - (1) 地球環境問題への 貢献】</p> <p>地球環境問題への 貢献 (P. 34)</p>	<p>◎ 2020年に1990年比25%削減との温室効果ガス排出削減目標に貢献するため、以下の対策を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> --施設園芸用省エネルギー設備等の導入支援や排出量取引、「CO₂の見える化」等を推進。また、農地土壌炭素貯留機能に関する基礎調査等を実施 --地球温暖化対策のための緩和技術及び適応技術の開発等を推進 --気候変動にも対応しうる農業技術の諸外国における開発・普及等を支援 	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> --施設園芸用省エネルギー設備等の導入支援「CO₂の見える化」等を推進。また、農地土壌炭素貯留機能に関する基礎調査等を実施 <p>◎ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対する直接支払を実施。(23年度所要額 環境保全型農業直接支援対策48億円)</p> <p>○ 環境関連税制については、温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図るため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を図る観点から引き続き検討。</p>
<p>(再掲) P 30 「バイオマスを基軸とする新たな産業の振興」に掲げた取組</p>		

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3 - 4 - (1) 地球環境問題への 貢献】</p> <p>地球環境問題への 貢献 (P. 34) (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) において、農林水産業による生物多様性保全への貢献状況に関する情報を発信。 ◎ 食料生産と生物多様性を両立させる取組等の事例収集や生物多様性の保全・再生に取り組む活動団体間のネットワーク形成への支援を実施。 ◎ 生物多様性関連施策を効果的に推進するための指標とその評価手法の開発、農業経営への影響等の調査・分析、生き物に配慮した水路等の効果的な整備手法の調査等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ COP10で採択された「新戦略計画・愛知目標」等に基づき、農林水産省生物多様性戦略の見直しを行う。 ◎ 調査結果等を踏まえ、農林水産業の生物多様性保全効果に関する経済的評価等を実施するとともに、民間による生物多様性保全活動支援のための取組手法の調査検討や生態系に配慮した水路等の整備手法の開発等を推進。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【 § 3-4-(1) 知的財産の保護・活用】</p> <p>知的財産の保護・活用 (P.35)</p>	<p>◎ 以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> --農林水産物・食品の地域ブランド化、地元食材を用いた料理に係る知的財産権の取得・活用、海外での商標出願の監視等を支援 --将来の「東アジア品種保護庁」の設立を視野に入れ、東アジア植物品種保護フォーラムにおいて、植物品種保護制度が未整備な東アジア各国の制度整備に向けて技術支援 <p>◎ AIシステム（アグリ・インフォマティクス・システム：篤農家が有する高度な技術を解明し、システム化して可視化するもの）における知的財産上の課題及びその解決法について検討し、22年度中に取りまとめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者等と協働し食文化の発展に貢献した料理人を顕彰する制度を創設。 	<p>◎ 引き続き左記の取組を実施するとともに、ヨーロッパ品種庁の調査等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記成果を踏まえ、アグリプラットフォームコンソーシアム（慶應義塾大学が事務局）におけるAIシステムの開発・実用化に向けた取組を支援。 ・ 引き続き顕彰制度を実施。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【§ 3-4-(2) 「農」を支える多様な連携軸の構築】</p> <p>「農」を支える多様な連携軸の構築 (P. 37)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食」に関する将来ビジョン」を22年12月に取りまとめ、政府としての連携した取組を一体的・総合的に展開。 ◎ 各府省と連携し、食文化に関する民間有識者を交えた議論の場を本年11月に立ち上げ、食文化の概念、地域活性化に向けた方策、人材の育成や普及・啓発手法等を検討。 ・ 経済産業省が22年11月に立ち上げたクールジャパン官民有識者会議における議論の一環として、各府省と連携し、食文化の海外展開の具体策について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食ビジョン推進室(仮称)を設置し、「食」に関する将来ビジョン」の実現に向けた取組を推進。また、本ビジョンに基づく行動の実施状況や成果についての検証を行い、必要に応じて、見直しを実施。 ・ 左記検討結果を踏まえ、「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策について各府省が連携して展開。 ・ 左記検討結果を踏まえ、各府省が連携して食文化の海外展開を推進。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【§3-5 団体の再編整備等に関する施策】</p> <p>団体の再編整備について (P.37)</p>	<p>【農業協同組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協の経営の健全化やコンプライアンスの確保等に向けて、指導監督の着眼点や手法を明らかにした「監督指針」を作成。 ・ 効率的で健全な事業運営体制を構築するための農協合併等を推進。 ・ 全国における農協の取組の優良事例を収集し、HP等で周知。 <p>【農業委員会系統組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制・制度改革に係る対処方針」(22年6月閣議決定)を踏まえ、「農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう」、標準処理期間の短縮及び公表、総会等の弾力的開催など農地法の許可等についての指導通知を発出。 	<p>【農業協同組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監督指針」に基づき、農協への指導・監督を徹底し、農協の自主的な取り組みを促進。 ・ 引き続き左記の取組を実施。 ・ 引き続き左記の取組を実施。 <p>【農業委員会系統組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の「対処方針」を踏まえ、「農業委員会の在り方」を検討。

事 項	22年度の取組実績・予定	23年度の取組予定
<p>【§3-5 団体の再編整備等に関する施策】</p> <p>団体の再編整備について (P.37) (続き)</p>	<p>【農業共済団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> --コンプライアンス態勢を確立した適正な業務運営を確保しつつ、効率的な組織体制の構築及び業務経費全体の効率化に向けて、不断の見直しを行うよう指導 --不適切な業務運営が認められた農業共済団体に対しては、監督上必要な命令の発出等、農業災害補償法に基づく措置を実施 --農業共済団体が将来にわたって安定的に事業を実施し得る組織体制を構築するよう、組織再編を含む組織体制強化計画の策定とその取組を指導 --各農業共済団体自らが、1県1組合化による組織二段階化へ組織決定・取組を行うよう、指導・要請 <p>【土地改良区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の運営の健全化やコンプライアンスの確保に向けて、指導の基準を22年度中に作成。 ・ 効率的で健全な事業運営体制を構築するため、土地改良区の統合整備を推進。 	<p>【農業共済団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き左記の取組を実施。 <p>【土地改良区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導基準に基づき、土地改良区の運営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進。 ・ 引き続き左記の取組を実施。